

昭和35年事業所統計調査

指定統計  
第2号



調査票 丙 (国営用)

6月1日

総理府統計局

# 都道府県名	# 市区町村番号
---------	----------

産業分類番号			
#			
*			

※ 主管省名	※ 事業所番号
--------	---------

1 事業所の名称	都 道 市 区 町 村 番 地 府 県 郡	3 種類別従業者数 (該当のない欄は0と書いてください。)
2 事業所の所在地		(1) 常勤の者 人
4 業 務 の 容		(2) その他 人 (3) 計 人

事業所責任者印	注意 (1) 記入に当っては裏面の記入の要領を参照してください。 (2) #印の欄は総理府統計局で記入します。 (3) ※印の欄は主管省で記入します。	#
---------	---	---

昭和35年事業所統計調査



調査票 丙 (国営用)

副 票

総理府統計局

# 都道府県名	# 市区町村番号
---------	----------

産業分類番号			
#			
*			

※ 主管省名	※ 事業所番号
--------	---------

1 事業所の名称	都 道 市 区 町 村 番 地 府 県 郡	3 従業者数	4 業務の内容
2 事業所の所在地		(1) 総数 人 (2) うち常勤の者 人	

(裏面)

記 入 の 要 領

A 調査の趣旨

総理府統計局では、事業所および従業者の分布ならびにその活動状態を明らかにし、わが国産業活動の実態は握に資するとともに、各種の標本調査および行政施策のための基礎資料を提供することを目的として、本年6月1日を期して昭和35年事業所統計調査を行なうことになりました。ついては、国営の事業所に対しても一般の事業所統計調査に準じて、調査を行ないますからご協力をお願いします。調査の対象となる事業所に対しては、各省主管部局から調査票が配付されますから、配付を受けたところでは下の「記入の仕方」に従って正確に記入してください。

B 記入の仕方

1 事業所の名称

事業所の正式の名称を省略しないで記入してください。

2 事業所の所在地

事業所のある場所を番地までくわしく記入してください。

3 種類別従業者数

その事業所に勤務しているすべての従業者の数を「(1)常勤の者」「(2)その他の者」の区分に従って記入してください。

ここで従業者とは、6月1日現在においてその事業所に勤務し、俸給、給料およびその他の給与を受けている者のすべてをいいます。したがって、公務員であるかと否と問わず、局長、所長、場長、部課長、係長等の役付であると、事務員、技術員、作業員、小使、人夫等であると問わず、また普通には一般公務と考えられる仕事に従事している人でも、この事業所に勤務している者はすべて従業者中に含まれます。ただし、3ヵ月以上の長期欠勤者、休職者、停職者、組合専従者などは除きます。

(1) 常 勤 の 者

つぎに掲げる者をいいます。

- イ 行政機関職員定員法第1条にいう一般職に属する職員。
- ロ 常勤労働者（肉体的または機械的労働に服する人夫、作業員その他これに準ずる者で、一般職の職員の給与に関する法律第14条の規定による勤務時間で勤務することを要する者をいいます）。

ハ 国家公務員法第2条に定められる特別職の常勤職員。

(2) そ の 他 の 者

常勤の者以外の従業者、すなわち非常勤の職員、公務員以外の従業者をいい、つぎに掲げるようなものがこれに当ります。

イ 日々雇入れられる職員および1週間の勤務時間が常勤職員の1週間の勤務時間の4分の3をこえない範囲で定められている職員。

ロ 国家公務員法第2条に定められている特別職の非常勤職員。

ハ 公務員ではないが、報酬を得てこの事業所の作業をする者（個々の契約で雇われている外国人や役員費などから報酬の支払を受ける臨時の人夫などがこれに含まれます）。

4 業 務 の 内 容

事業所の行なっているおもな業務を主要なものから順に詳細に記入してください。

5 副 票

調査票の主票の記入が終わったら、下方の副票のそれぞれの欄に、調査票の各事項の記載にもとづき、所要の記入をしてください。なおこの票は切り離さないで、そのまま提出してください。